

講師謝礼規程

(目的)

第1条 この規程は講演を依頼した場合の講師の謝礼額について定める。

(適用範囲)

第2条 定款第4条に定める事業を行う場合に依頼した講師に適用する。

(謝礼・交通費)

第3条 講演を行った場合の謝礼は30,000円を限度として支払うこととする。

2 交通費は本会旅費規程に準じて支払うこととする。

附 則

1 この規程の改廃は、理事会で決定する。

2 この規程は、平成23年 1月 8日より施行する。

3 この規程は、改定により平成25年 4月 1日より施行する。